

6 福薬業発第 3 6 号
令和 6 年 4 月 1 6 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 山口 信也

薬局との医療措置協定書の変更について（通知）

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚くお礼御礼申し上げます。

さて、薬局との医療措置協定締結の協議については、令和 6 年 2 月 2 0 日付 5 福薬業発第 4 9 7 号にて通知しておりますが、協定書の文書および取扱いの変更について、福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

ご多忙とは存じますが、貴会会員への周知についてよろしくお願い申し上げます。

記

○医療措置協定書の文言の変更

別添 新旧対照表 のとおり

※福岡県感染症予防計画（第 5 版）（令和 6 年 3 月策定の記載を踏まえ文言を修正

※本協定で求める対応は、新型コロナウイルス感染症相当の対応であることを追記する等協定の趣旨や目的を明確化

○医療措置協定書の取扱いの変更

締結後の協定書を送付しないとしていたところを、後日、メールにより送付することとする

なお、既に協定を締結している薬局については、文言修正後の協定書を送付する

以 上

公益社団法人福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(がん感染症疾病対策課)

薬局との医療措置協定書の変更について（通知）

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 6 年 2 月 1 9 日付 5 疾病第 8 8 5 3 号福岡県保健医療介護部長通知「薬局との医療措置協定締結の協議について（通知）」により、協定締結の意向を示した薬局との協議や協定書についてお知らせしたところです。

今般、下記のとおり協定書の文言及び取扱いを変更することとしましたので、お知らせします。

記

○ 医療措置協定書の文言の変更

別添新旧対照表のとおり

※ 福岡県感染症予防計画（第 5 版）（令和 6 年 3 月策定）の記載を踏まえ文言を修正。

※ 本協定で求める対応は、新型コロナウイルス感染症相当の対応であることを追記する等協定の趣旨や目的を明確化。

○ 医療措置協定書の取扱いの変更

締結後の協定書を送付しないとしていたところを、後日、メールにより送付することとする。

なお、既に協定を締結している薬局については、文言修正後の協定書を送付する。

新	旧
3 新興感染症発生・まん延時において、新興感染症の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが事前の想定とは大きく異なる事態の場合として、国においてその判断が行われた場合は、甲は、協定の内容について機動的に変更する又は状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。 (協定の有効期間及び変更) 第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。 2 第3条に定める医療措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申し出により協議するものとする。 (協定の措置を講じていないと認められる場合の措置) 第7条 甲は、乙が、正当な理由がなく、第3条に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、感染症法に基づく措置を行うことができるものとする。 ※「正当な理由」の例 (1)医療機関内の感染拡大等により、医療機関内の人員が縮小している (2)ウイルス性状等が事前想定と大きく異なり、患者一人に要する人員が異なる (3)感染症以外の自然災害等により、人員や設備が不足している (協定の実施状況等の報告) 第8条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該薬局の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、電磁的方法（G－M I S）により報告を行うよう努める。 (平時における準備) 第9条 乙は、第3条の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時（新興感染症の発生前）において、年1回以上、次に掲げる準備を行うよう努めるものとする。 一 乙の薬局において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等が習得することを目的として、研修を実施する、又は、外部の機関が実施する薬局向け研修に当該医療従事者等を参加させること。 二 措置を講ずるに当たっての訓練を、乙の薬局において実施する、又は、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等を参加させること。 三 措置を講ずるに当たっての乙の薬局における対応の流れを点検すること。 (疑義等の解決) 第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議し定めるものとする。 この協定は甲乙双方の合意によって成立するものとする。 令和 年 月 日 甲 福岡県知事：服部 誠太郎 乙 薬局名称： 薬局所在地： 管理薬剤師： 保険薬局番号： G－M I S I D：	3 新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時において、新型インフルエンザ等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが事前の想定とは大きく異なる事態の場合として、国においてその判断が行われた場合は、甲は、協定の内容について機動的に変更する又は状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。 (協定の有効期間及び変更) 第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。 2 第3条に定める医療措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申し出により協議するものとする。 (協定の措置を講じていないと認められる場合の措置) 第7条 甲は、乙が、正当な理由がなく、第3条に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、感染症法に基づく措置を行うことができるものとする。 ※「正当な理由」の例 (1)医療機関内の感染拡大等により、医療機関内の人員が縮小している (2)ウイルス性状等が事前想定と大きく異なり、患者一人に要する人員が異なる (3)感染症以外の自然災害等により、人員や設備が不足している (協定の実施状況等の報告) 第8条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該薬局の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、電磁的方法（G－M I S）により報告を行うよう努める。 (平時における準備) 第9条 乙は、第3条の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時（新型インフルエンザ等感染症等の発生前）において、年1回以上、次に掲げる準備を行うよう努めるものとする。 一 乙の薬局において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等が習得することを目的として、研修を実施する、又は、外部の機関が実施する薬局向け研修に当該医療従事者等を参加させること。 二 措置を講ずるに当たっての訓練を、乙の薬局において実施する、又は、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等を参加させること。 三 措置を講ずるに当たっての乙の薬局における対応の流れを点検すること。 (疑義等の解決) 第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議し定めるものとする。 この協定は甲乙双方の合意によって成立するものとする。 令和 年 月 日 甲 福岡県知事：服部 誠太郎 乙 薬局名称： 薬局所在地： 管理薬剤師： 保険薬局番号： G－M I S I D：

**新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る
医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）書（案）**

福岡県知事（以下「甲」という。）と【A. 薬局名称】の管理薬剤師（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

なお、本協定に基づく医療措置の内容は、2019年に発生した新型コロナウイルス感染症への対応を想定している。実際に発生及びまん延した新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新興感染症」という。）が、本協定の前提・内容（事前の想定）と大きく異なる事態となった場合は、国がその対応について判断することとされており、この場合には必要に応じて本協定の内容を見直すこととする。

（目的）

第1条 この協定は、新興感染症に係る発生等の公表が行われたときから新興感染症と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新興感染症発生等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、乙において、新興感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずることができるよう、甲が新興感染症の医療提供体制を平時（新興感染症の発生前）から確保することを目的とする。

（医療措置実施の要請）

第2条 甲は、新興感染症発生等公表期間において、地域の感染症医療提供体制等を勘案し、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める医療措置を講ずるよう要請するものとする。

（医療措置の内容）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの申請に基づき、自宅療養者等への医療の提供及び健康観察に係る医療措置を講ずるものとする。

対応時期 （目途）	流行初期期間経過後 （新興感染症に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）
対応の内容	服薬指導、薬剤の配送等 ※ 対面以外で対応可能な服薬指導の方法 【B. 電話】 【C. オンライン】 ※ 対応可能な対象者 かかりつけ患者 【D. かかりつけ患者以外の患者】 【E. 高齢者施設入所者】 【F. 障がい者施設入所者】 ※ 健康観察の対応 【G. 健康観察対応可能 又は 健康観察対応不能】

（措置に要する費用の負担）

第4条 第3条に基づく措置に要する費用については、福岡県の予算の範囲内において、甲が乙に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新興感染症が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

（新興感染症に関する最新の知見についての情報提供等）

第5条 甲は、国から新興感染症に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を得た場合は、速やかに乙へ情報提供するものとする。

- 2 乙は、前項の情報も踏まえ、甲からの第2条の要請に備えて、必要な準備を行うものとする。
- 3 新興感染症発生・まん延時において、新興感染症の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが事前の想定とは大きく異なる事態の場合として、国においてその判断が行われた場合は、甲は、協定の内容について機動的に変更する又は状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

(協定の有効期間及び変更)

- 第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。
- 2 第3条に定める医療措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申し出により協議するものとする。

(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)

- 第7条 甲は、乙が、正当な理由がなく、第3条に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、感染症法に基づく措置を行うことができるものとする。

※「正当な理由」の例 (1)医療機関内の感染拡大等により、医療機関内の人員が縮小している
(2)ウイルス性状等が事前想定と大きく異なり、患者一人に要する人員が異なる
(3)感染症以外の自然災害等により、人員や設備が不足している

(協定の実施状況等の報告)

- 第8条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該薬局の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、電磁的方法（G-M I S）により報告を行うよう努める。

(平時における準備)

- 第9条 乙は、第3条の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時（新興感染症の発生前）において、年1回以上、次に掲げる準備を行うよう努めるものとする。
- 一 乙の薬局において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等が習得することを目的として、研修を実施する、又は、外部の機関が実施する薬局向け研修に当該医療従事者等を参加させること。
- 二 措置を講ずるに当たっての訓練を、乙の薬局において実施する、又は、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等を参加させること。
- 三 措置を講ずるに当たっての乙の薬局における対応の流れを点検すること。

(疑義等の解決)

- 第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議し定めるものとする。

この協定は甲乙双方の合意によって成立するものとする。

令和 年 月 日

甲 福岡県知事：服部 誠太郎

乙 薬局名称：

薬局所在地：

管理薬剤師：

保険薬局番号：

G-M I S I D：

公印省略

5 疾病第 8 8 5 3 号
令和 6 年 2 月 1 9 日

公益社団法人福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(がん感染症疾病対策課)

薬局との医療措置協定締結の協議について (通知)

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 5 年 7 月 2 8 日付 5 疾病第 3 7 6 6 号福岡県保健医療介護部長通知「改正感染症法に基づく医療措置協定に係る事前調査（薬局）について」及び令和 6 年 1 月 5 日 5 疾病第 7 7 2 4 号福岡県保健医療介護部長通知「改正感染症法に基づく医療措置協定に係る事前調査（薬局）について（その 2）」により、貴会御協力のもと、薬局の医療措置協定締結の意向について調査を実施したところです。

今般、協定締結の意向を示した薬局に対し、別添（通知及び各薬局の情報が記載された協定書（案））を送付し、協議することとしましたので、お知らせします。本協議により、協定書（案）のとおり協定を締結した場合は、「第二種協定指定医療機関」として指定を行う予定です。

なお、協定を締結した薬局の情報や協定締結に関する手続き（新規・変更・廃止）は、近日開設予定の次の本県ホームページにて随時掲載する予定ですので併せてお知らせします。

【医療措置協定についての本県ホームページ URL】

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/iryoukotikyoutei.html>

